第30表 刑法犯の罪種別認知・

	罪種		⇒η /rp //+ */r	検	举 件	数
	罪 種		認知件数	総数	管 内 事 件	他府県事件
総		数	78,475	30,587	26,911	3,676
	(殺	人	90	83	82	1
凶	嬰児	殺	1	1	1	_
	強盗殺	人	2	2	2	_
₩.	強盗傷	人	105	112	110	2
悪・	強盗・強制性交	等	5	4	4	-
	普 通 強	盗	116	118	118	-
犯	放	火	62	59	59	-
	強制性交	等	248	214	211	3
	(凶器準備集	合	2	2	2	-
粗	暴	行	3,719	2, 702	2, 700	2
Ħ	傷	害	2, 445	2,010	2,006	4
暴。	傷害致	死	3	4	4	_
犯	齊	迫	514	445	443	2
	也	喝	192	155	152	3
窃	∫侵 入 窃	盗	2, 111	2, 157	1, 592	565
窃 盗 犯	非 侵 入 窃	盗	49, 120	13, 540	11, 570	1,970
	(詐	欺	6, 945	3, 248	2, 423	825
知	横	領	131	124	120	4
能〈	〈 偽	造	370	351	331	20
犯	汚	職	3	5	3	2
	背	任	19	14	14	-
風	賭	博	25	29	27	2
俗-	く強制わいせ		639	621	608	13
犯	公然わいせつ・	物	196	196	191	5
	占有離脱物横	領	2,034	1, 756	1, 626	130
その	うち)自転車と	i脱	1, 184	1, 188	1, 127	61
他	公務執行妨	害	398	393	392	1
の < 刑	住 居 侵	入	693	559	535	24
法	盗品	等	56	60	50	10
犯	器物損壞	等	7, 352	993	979	14
	(その	他	879	630	556	74

注1 刑法犯とは、刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)、爆発物取締罰則、 決闘罪に関する件、暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律、航空機の強取 等の処罰に関する法律、火炎びんの使用等の処罰に関する法律、航空の危険を生じさせる行為等の処罰 に関する法律、人質による強要行為等の処罰に関する法律、流通食品への毒物の混入等の防止等に関す 数値:刑事総務課

検挙状況及び被殺傷者数

検	挙	人 員	当庁事件の	被	殺	傷者	数
総	数	うち) 少年	他府県警察 検 挙 件 数	総 数	死 者	重傷者	軽 傷 者
:	20,911	1,919	2,881	2,861	42	358	2,46 1
	85	4	-	79	24	28	27
	1	-	-	1	1	-	-
	3	_	_	2	-	-	2
	165	26	-	115	_	14	101
	3	-	-	2	_	_	2
	147	32	-	-	-	-	_
	51	_	-	1	-	-	1
	205	11	-	17	-	1	16
	23	18	-	-	-	-	-
	2, 540	77	-	-	-	-	=
	2, 436	157	-	2, 541	-	298	2, 243
	6	=	-	3	3	-	-
	416	21	-	-	_	-	-
	180	36	-	-	-	-	-
	748	27	81	-	-	-	-
	7, 486	868	1, 161	_	-	-	-
	1,623	175	1, 502	-	-	-	-
	98	1	_	_	-	-	-
	172	11	22	_	-	-	-
	10	-	-	1	-	1	-
	15	-	-	-	-	-	-
	152	_	-	_	_	-	-
	492	41	2	33	-	3	30
	203	12	1	_	-	-	-
	1,692	236	38	-	-	-	-
	1, 143	174	29	- ,	-	-	
	328	10	-	-	_	-	
	451	59	4	=	-	-	
	57	35	5	-	-	-	-
	621	38	1	-	-	-	-
	502	24	64	66	14	13	39

る特別措置法、サリン等による人身被害の防止に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律に規定する罪をいう。

² 少年とは、検挙時20歳未満の者をいい、重傷者とは、加療日数が1か月(30日)以上の負傷者をいう。